

令和6年6月6日
島根県土木部土木総務課
(建設産業対策室)
担当：花岡、高橋
電話：(0852)22-6429
Fax：(0852)22-5782

令和6年度第1回島根県入札監視委員会の開催について

このことについて、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 令和6年6月14日(金) 13:30～17:00
- 2 場 所 県庁南庁舎5階 災害対策室(松江市殿町)
- 3 議 事
 - (1) 入札方式別発注工事及び業務の状況について
 - (2) 指名停止等の状況について
 - (3) 抽出事案の説明及び審議
- 4 その他
 - ・「島根県入札監視委員会設置要綱」による
 - ・議事の一部は別会場からのオンラインにより実施します。

島根県入札監視委員会設置要綱

(平成 13 年 11 月 20 日島根県告示第 856 号)

(設置)

第 1 条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の趣旨を踏まえ、入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映させるため、島根県入札監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 県及び境港管理組合が発注した建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント業務(以下「工事等」という。)であって、施工箇所又は業務対象箇所が県内であるものに関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 前号の工事等のうち委員会が抽出指定したものに関し、一般競争入札に係る参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
 - ア 入札及び契約の過程並びに工事等成績評定
 - イ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

(委員会の委員及び任期等)

第 3 条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 6 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は公表するものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議は、第 2 条第 3 号の規定に基づき再苦情処理を行う場合であって、再苦情を申立てた者が会議の非公開を希望する場合を除き、公開とし、議事の概要は、これを公表する。

(意見の具申又は勧告)

第 6 条 委員会は、第 2 条第 1 号又は第 2 号の事務に関し、報告の内容又は審査した対象工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、知事に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表するものとする。

(再苦情処理)

第 7 条 委員会は、第 2 条第 3 号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を知事に報告するとともに、公表するものとする。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね 30 日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第 8 条 委員は、第 2 条第 2 号又は第 3 号の事務に関しては、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、土木部土木総務課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成13年11月20日から施行する。
- 2 この告示は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この告示は、平成17年8月1日から施行する。
- 4 この告示は、平成21年2月27日から施行する。
- 5 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この告示は、平成30年4月1日から施行する。